

令和7年度 随意契約の公表(危機管理課)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【危機管理課】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
危機管理課	令和7年度八尾市 各班マニュアル修正業務	令和7年5月27日	三菱UFJリサーチ & コン サルティング株式会社 大阪	大阪市北区梅田2丁 目5番25号	2,952,000	当該業者は、平成24年度から本市地域防災計画及び各班マニュアルの支援業務に携わり、本市の防災業務を把握するとともに、素案作成や修正作業を行った実績がある。また、地域防災計画及び各班マニュアルは市の独自性が強く、当業者はこれまでの支援業務により本市の現状や課題等を常に熟知していることから、円滑な業務遂行が期待できると思料されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	大阪府中部広域防 災拠点エレベーター保守点検管理 業務	令和7年4月1日	日本オーチス・エレベーター (株)西日本支社	大阪市中央区城見2 丁目1番61号	1,234,200	設備設置者であり、設備故障等の異常時に対しても迅速な対応が可能であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	令和7年度八尾市 防災行政無線(同報・移動系)保守点 検業務	令和7年4月1日	(株)富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワー ク営業部	松原市西野々2丁目1 番45号	8,468,790	防災行政無線のデジタル化整備業者であり、保守点検等を行う際に整備業者でなければ対応が困難と考えられ、機器の故障が発生した際早急に対応できなければ防災行政無線の運用に支障をきたすことになるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	令和7年度八尾市 防災行政無線長寿 命化改修業務	令和7年5月30日	(株)富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワー ク営業部	松原市西野々2丁目1 番45号	57,326,500	委託業者は平成24年度に八尾市防災行政無線のデジタル化整備業務により設備導入した業者であり、対象機器を含む八尾市防災行政無線に係る機器の保守も行っている。本機器は災害等の緊急時において使用する防災機器であり、設備導入業者により改修業務を行わなければ他の無線機器との通信環境等に支障をきたすことが考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)